2026年11月16日

各　位

会 社 名　　株式会社トヨコー
代表者名　　代表取締役CEO　豊澤 一晃
（コード：341A、東証グロース市場）
問合せ先　　取締役CFO　白井 元
（TEL．0545－53－1045）

# 2027年３月期半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出に関するお知らせ

当社は、本日、企業内容等の開示に関する内閣府令第18条の２第１項に規定する半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書を東海財務局へ提出することを決定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

## １．対象となる半期報告書

第32期（2027年３月期）半期報告書（自 2026年４月１日 至 2026年９月30日）

## ２．延長前の提出期限

2026年11月16日

## ３．延長が承認された場合の提出期限

2027年２月10日

※なお、会計監査人の追加的な監査手続など所要の手続が済み、提出期限より前に調査が終了した場合には、速やかに開示いたします。

## ４．提出期限の延長を必要とする理由

2026年11月９日にリリースいたしました「調査委員会の設置及び2027 年３月期第２四半期決算発表の延期並びに半期報告書の提出期限の延長申請検討に関するお知らせ」の「１．調査委員会設置の経緯」に記載のとおり、当社では、提出済の2026 年３月期有価証券報告書において、決算月に検収済かつ未出荷で売上計上していた計４件（計 457 百万円（税別））の取引に関しまして、そのうち３件については、その後に出荷及び販売代金の回収を行ったものの、残り１件については、当初の入金予定期日を過ぎても未出荷及び販売代金が未回収となっております。

この１件に関し、①2026 年３月末時点では収益を認識できなかったのではないか、また、残り３件を含む計４件に関し、②出荷が未了である中で、2026 年３月に売上計上を行ったことは合理的な判断であったのかについて、会計監査人から指摘があり、2026年３月期の当該４件の売上計上の適否に関して疑義（以下「本件疑義」といいます。）が生じております。

このため、当社は、当社と利害関係を有さない外部専門家や社外取締役により構成される調査委員会を設置し、本件疑義に関して専門的な知見を活用した網羅的かつ深度ある調査を実施することといたしました。

これを踏まえ、会計監査人とも協議し、当該調査に相当の日数を要することが見込まれることから、2027 年３月期半期報告書の提出期限の延長申請を行う必要があると判断いたしました。

## ５．今後の見通しについて

今回の提出期限延長に係る申請が承認された場合には、速やかに開示いたします。

## ６．業績に対する影響について

2027年３月期業績予想に影響が生じる場合は、速やかに公表いたします。

株主並びに関係者の皆様には、ご心配とご迷惑をおかけいたしますこと、深くお詫び申し上げます。

以上